

<p><b>【参考】令和5年度子ども・子育て支援交付金(国)に定めのある項目として、</b>  <b>1 放課後児童健全育成事業</b>          (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所  <b>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</b>          (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位  <math>2,558,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円</math>          (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位  <math>4,734,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童数) \times 26,000円</math>          (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,734,000円          (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位  <math>4,734,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 69,000円</math>  <b>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</b>          (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)          「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 <math>\times 409,000円</math>          (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)          「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 <math>\times 184,000円</math>  <b>3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額)</b>          (1)障害児受入推進事業 2,009,000円          (2)放課後児童クラブ運営支援事業  <b>ア 賃借料補助 3,066,000円</b>          (3)放課後児童クラブ送迎支援事業 521,000円  <b>3 小規模放課後児童クラブ支援事業</b>          1支援の単位当たり年額 625,000円          事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p> <p><b>令和5年度都型学童クラブ事業(都)に定めのある項目として、</b>          (1)都型学童クラブ事業支援の単位ごとに、毎月初日の児童の数により区分される次に定める額          (1支援の単位当たり月額)  <b>ア</b>          構成する児童の数が10～19人の支援の単位  <math>346,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 20,000円</math>  <b>イ</b>          構成する児童の数が20～35人の支援の単位  <math>346,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 11,500円</math>  <b>ウ</b>          構成する児童の数が36～45人の支援の単位 346,000円  <b>エ</b>          構成する児童の数が46～70人の支援の単位 346,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) <math>\times 5,500円</math></p>	<p><b>【市独自補助分】</b>          第2号の額から第1号の額を減じた額(1支援単位当たり月額)          (1)事業者が徴収する各月の利用料金の額          (2)毎月初日の児童の数に9,000円を乗じて得た額の合計額</p> <p>指導員1人分の経費として、183,000円 <math>\times</math> 12月を乗じて得た額(1支援の単位当たり年額)を補助</p>
--	---